

市 民 環 境 部

## 8 税務課

### 1 市民税

令和 3 年度

(1)	納税義務者	個	人	33,388 人	法	人	2,056 法人
	特別徴収	徴収義務者数		4,180 人	納税義務者数		28,186 人
	普通徴収	納税義務者数		5,202 人			

### (2) 税率

区 分		税率	調定済額 (千円)
個人	均等割	3,500 円	120,329
	所得割	$\frac{6}{100}$	2,818,467
法人	均等割	税率 (円/年)	256,451
	法人等の区分		
	1 資本金等の額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社にあつては、令 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第 8 号までにおいて同じ。）が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人を含む。）で均等割のみ課されているものを除く。次号から第 8 号までにおいて同じ。）で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第 8 号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が 50 人を超えるもの	3,600,000	
	2 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	2,100,000	
	3 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	492,000	
	4 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	480,000	
	5 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	192,000	
	6 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	180,000	
	7 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	156,000	
	8 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	144,000	
9 前各号に掲げる法人以外の法人等	60,000		

法人税割	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分	$\frac{14.7}{100}$	381,451
	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始した事業年度分	$\frac{12.1}{100}$	
	平成 31 年 10 月 1 日以後に開始した事業年度分	$\frac{8.4}{100}$	

## 2 軽自動車税

令和 3 年度

### (1) 種別割

区分	分類		税率 (円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	1 種	50cc 以下	2,000	5,715	11,430	
	2 種乙	90cc 以下	2,000	470	940	
	2 種甲	125cc 以下	2,400	784	1,882	
	ミニカー	20cc 超 50cc 以下	3,700	57	211	
軽 2 輪車		250cc まで	3,600	823	2,963	
軽 3 輪車	550cc まで	H27. 3. 31 以前新車新規登録	3,100	0	0	
		H27. 4. 1 以後新車新規登録	3,900	0	0	
		新車新規登録後 13 年経過	4,600	1	5	
		電気自動車等 <sup>※</sup>	1,000	0	0	
		R2 年度燃費基準+30%達成車 <sup>※</sup>	2,000	0	0	
		R2 年度燃費基準+10%達成車 <sup>※</sup>	3,000	0	0	
軽 4 輪	乗用	営業用	H27. 3. 31 以前新車新規登録	5,500	5	28
			H27. 4. 1 以後新車新規登録	6,900	6	41
			新車新規登録後 13 年経過	8,200	3	25
			電気自動車等 <sup>※</sup>	1,800	0	0
			R2 年度燃費基準+30%達成車 <sup>※</sup>	3,500	0	0
			R2 年度燃費基準+10%達成車 <sup>※</sup>	5,200	0	0
		自家用	H27. 3. 31 以前新車新規登録	7,200	7,834	56,405
			H27. 4. 1 以後新車新規登録	10,800	6,009	64,897
			新車新規登録後 13 年経過	12,900	5,264	67,906
			電気自動車等 <sup>※</sup>	2,700	0	0
			R2 年度燃費基準+30%達成車 <sup>※</sup>	5,400	96	518
			R2 年度燃費基準+10%達成車 <sup>※</sup>	8,100	596	4,828
	貨物	営業用	H27. 3. 31 以前新車新規登録	3,000	47	141
			H27. 4. 1 以後新車新規登録	3,800	53	201
			新車新規登録後 13 年経過	4,500	43	194
			電気自動車等 <sup>※</sup>	1,000	0	0
			H27年度燃費基準+35%達成車 <sup>※</sup>	1,900	0	0
			H27年度燃費基準+15%達成車 <sup>※</sup>	2,900	2	6
自家用	H27. 3. 31 以前新車新規登録	4,000	3,080	12,320		
	H27. 4. 1 以後新車新規登録	5,000	2,896	14,480		
	新車新規登録後 13 年経過	6,000	3,901	23,406		
	電気自動車等 <sup>※</sup>	1,300	0	0		
	H27 年度燃費基準+35%達成車 <sup>※</sup>	2,500	0	0		
	H27 年度燃費基準+15%達成車 <sup>※</sup>	3,800	35	133		

小型自動2輪	250cc超	6,000	724	4,344
小型特殊自動車	農耕作業用	1,500cc以下	2,400	1,428
	その他	1,500cc以下	5,900	493
合計			40,365	273,640

※平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に新車新規登録したものに適用する。

(2) 環境性能割

燃費性能等		税率			調定額 (千円)			
		自家用		営業用				
		～R3.12.31 取得	R4.1.1～ 取得					
乗用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	11,899			
	H17年排ガス基準 75%低減または H30年排ガス基準 50%低減					R12年度燃費基準 75%達成かつ R2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			R12年度燃費基準 60%達成かつ R2年度燃費基準達成	2%		1%		
	上記以外	1%	2%					
貨物	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	11,899			
	H17年排ガス基準 75%低減または H30年排ガス基準 50%低減					H27年度燃費基準 +25%達成	1%	0.5%
						H27年度燃費基準 +20%達成		
	上記以外	2%	2%					

3 諸税

令和3年度

区分	税率	調定額 (千円)
市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年9月30日までの売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき6,122円</li> <li>令和3年10月1日以後の売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき6,552円</li> </ul>	502,994

## 4 固定資産税

令和3年度

区分	課税標準額（千円）	税率	調定額（千円）	納税義務者数 <sup>※</sup> （人）	備考
土地	87,989,045	1.4 100	1,227,412	25,371	
家屋	124,107,322		1,696,033	27,094	
償却資産	35,573,130		495,404	917	
計	247,669,497		3,418,849	34,920	延べ人数とは異なりま す

	金額（千円）	件数（件）
交付金	20,899	10件

※ 「土地」「家屋」「償却資産」の各「納税義務者数」欄は、令和3年度当初課税時点

## 5 納税

令和3年度

(1) 徴収の状況

① 市税

(金額：千円)

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	調定に対する 収入	
市民税	個人	現年度	2,895,000	2,894,795	2,877,710	99.4%
		滞納繰越	14,000	44,001	17,768	40.4%
	法人	現年度	604,000	628,141	621,065	98.9%
		滞納繰越	5,200	9,761	5,822	59.6%
固定資産税	純固定資産税	現年度	3,350,000	3,418,849	3,370,651	98.6%
		滞納繰越	55,000	159,356	70,796	44.4%
	交付金	現年度	20,898	20,898	20,898	100.0%
軽自動車税	種別割	現年度	262,000	269,570	266,138	98.7%
		滞納繰越	3,600	9,482	2,844	30.0%
	環境性能割	現年度	11,300	10,899	10,899	100.0%

市たばこ税	現年度	495,000	502,994	502,994	100.0%
	滞納繰越	0	58	0	0.0%
合計	現年度	7,638,198	7,746,146	7,670,355	99.0%
	滞納繰越	77,800	222,658	97,230	43.7%
	計	7,715,998	7,968,804	7,767,585	97.5%

② 国民健康保険料（税）

（金額：千円）

区分	予算額	調定額	収入済額	調定に対する収入
現年度	1,750,003	1,875,269	1,800,564	96.0%
滞納繰越	34,180	144,457	57,803	40.0%
計	1,784,183	2,019,726	1,858,367	92.0%

（2） 徴収額の推移

① 市税

（金額：千円）

税目		区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
市民税	個人	現年度	2,786,626	2,743,573	2,890,037	2,882,665	2,877,710
		滞納繰越	24,728	23,077	17,692	19,076	17,768
	法人	現年度	629,761	672,582	723,823	628,894	621,065
		滞納繰越	1,657	1,717	2,384	2,467	5,822
固定資産税	純固定資産税	現年度	3,598,450	3,507,357	3,532,224	3,519,758	3,370,651
		滞納繰越	44,642	42,390	36,761	29,600	70,796
	交付金	現年度	22,359	22,101	21,779	21,329	20,899
軽自動車税	種別割	現年度	242,864	248,922	254,190	261,460	266,138
		滞納繰越	3,862	4,354	3,840	4,039	2,844
	環境性能割	現年度	—	—	2,872	11,491	10,899

市たばこ税	現年度	509,194	499,144	501,519	476,267	502,994
	滞納繰越	0	0	0	0	0
合計		7,864,143	7,765,217	7,987,121	7,857,046	7,767,586
調定額		8,141,829	8,012,874	8,222,463	8,104,351	7,968,804
調定に対する収入		96.6%	96.9%	97.1%	96.9%	97.5%

② 国民健康保険料（税）

（金額：千円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
現年度	2,202,279	1,894,737	1,926,718	1,900,732	1,800,564
滞納繰越	98,719	89,431	80,145	77,124	57,803
合計	2,300,998	1,984,168	2,006,863	1,977,856	1,858,367
調定額	2,593,511	2,236,461	2,227,120	2,145,872	2,019,726
調定に対する収入	88.7%	88.7%	90.1%	92.2%	92.0%

## 9 市民課

市民の生活に直結する戸籍・住民基本台帳・印鑑証明・外国人の在留関係・国民年金・パスポート・マイナンバーカードの交付などの窓口業務について、「親切」「正確」「迅速」をモットーに市民サービスの向上に努めている。

庁舎内においては、ワンストップサービスの実施や総合案内職員による庁舎内の案内も行っている。

庁舎外においては、市民サービスセンターを袋町商店街に設置し、住民票・戸籍・印鑑の各証明書と市税証明書の交付を行うほか、住民票の写しや印鑑証明書のコンビニ交付サービスも実施している。

また、宇和島城や牛鬼の図柄の婚姻届、真珠やみかんの図柄の出生届を作成し、届出に際してお祝いするとともに、婚姻届出時にはお祝いに真珠製品引換券をお渡し、宇和島市の特産品のアピールにも努めている。

令和2年4月から行っている「お悔やみ手続きのサポート」では、死亡届出後の手続きを予約し、事前に必要な手続きを調べ、手続きの際には次の課へ順次引き継ぐことで、手続きの不安解消や時間短縮にもつながっている。

令和3年度には市役所低層棟移転にあわせ、転入時の異動届や証明書交付申請書の作成において住所・氏名を書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」を導入し、手続きの時間短縮や利便性の向上に努めている。

今後、マイナンバーカード交付促進の取組を強化し、更なる市民サービスの向上を目指す。

### 1 戸 籍

戸籍取扱件数

(令和3年度)

区 分	本籍人届出数	非本籍人届出数	他市町村から	合 計
			送付数	
出 生	278	147	240	665
死 亡	1,316	133	541	1,990
婚 姻	189	21	627	837
離 婚	102	5	89	196
認 知	8	1	3	12
養子縁組	47	0	31	78
養子離縁	7	1	4	12
入 籍	108	0	74	182
転籍・分籍	97	1	209	307
氏名の変更	7	1	1	9
そ の 他	115	4	54	173
計	2,274	314	1,873	4,461



## 2 住民登録

人口動態

(令和3年度)

区分		年度	平成	27	28	29	30	31	令和	3
			26						2	
自然 動 態	出 生	男	260	240	249	217	203	211	177	175
		女	238	233	184	203	191	172	144	183
		計	498	473	433	420	394	383	321	358
	死 亡	男	638	623	624	683	569	608	627	709
		女	666	638	690	732	669	671	636	714
		計	1,304	1,261	1,314	1,415	1,238	1,279	1,263	1,423
	自然増減		△ 806	△ 788	△ 881	△ 995	△ 844	△ 896	△ 942	△ 1,065
社 会 動 態	転 入	男	964	970	865	922	989	968	874	863
		女	941	920	806	824	829	808	746	647
		計	1,905	1,890	1,671	1,746	1,818	1,776	1,620	1,510
	転 出	男	1,203	1,225	1,190	1,138	1,179	1,148	1,088	1,061
		女	1,149	1,233	1,170	1,136	1,133	1,110	1,042	962
		計	2,352	2,458	2,360	2,274	2,312	2,258	2,130	2,023
	社会増減		△ 447	△ 568	△ 689	△ 528	△ 494	△ 482	△ 510	△ 513
人口増減		△ 1,253	△ 1,356	△ 1,570	△ 1,523	△ 1,338	△ 1,378	△ 1,452	△ 1,578	

## 3 事務処理件数

(令和3年度)

区 分	件 数
戸（除）籍謄抄本証明発行	49,366 件
住 民 票 発 行	27,289
附 票 発 行	8,449
印 鑑 登 録 証 明	17,060
住 民 異 動 届	9,658
パスポート（旅券）	98
中長期在留者の住居地届出	90
	令和4年3月末現在の 住民基本台帳登録者数 415人

#### 4 国民年金

(令和3年度)

(1) 裁定請求書受付件数	
老齢基礎年金	9
障害基礎年金	13
遺族基礎年金	2
寡婦年金	3
死亡一時金	16

(2) 届出書受付件数	
取得	606
種別変更	135

(3) 未支給請求書受付件数	925
----------------	-----

(4) 免除申請書受付件数	567
---------------	-----

(5) 学生納付特例申請書受付件数	129
-------------------	-----

(※市受付件数)

## 5 市民協働のまちづくり推進

地域課題が多様化・深刻化する中、市民・行政・自治会・市民活動団体・民間NPO団体・中間支援組織・外部人材・企業等が、課題を共有し、解決や目的の実現のために、対等な立場で力を出し合って協働することによって、まちづくりを推進することを目指している。

令和4年度には、現行の「市民協働のまちづくり推進指針」に本市における協働の現状を盛り込み、協働のまちづくりを推進していく上で基本的な考え方や方向性を改訂することとしている。

### (1) 自治会との連絡調整

#### ① 宇和島市連合自治会との協調

平成17年8月、1市3町の合併による新市発足に伴い、旧市町の自治会、区長会も平成18年7月に合併し、4支部、508自治会を擁する宇和島市連合自治会が誕生した。その後、世帯数の減少等による自治会の合併等があり、令和4年現在、504自治会となっている。

自治会は、その地域に住む住民が互いに協力し、助け合いながら住みよい地域をつくるために活動していくことを目的として、自主的に組織・運営されている最も身近な組織である。その機能として、住民同士の交流、安心して住める地域づくり、生活環境の向上、行政との連絡等、地域内の課題や問題を解決しながら、住みよい地域社会をつくることに重要な役割を果たしている。

#### ② 連合自治会組織

令和4年4月1日現在の連合自治会の組織は次のとおり。

自治会数	504自治会
班数	2,592班
加入世帯数	25,682世帯
全世帯数	34,822世帯 ※
自治会加入率	73.75%

※ 全世帯数とは、住民基本台帳における全世帯数から、行政区にある特別養護老人ホーム等施設入所世帯を除いたもの。

#### ③ 連合自治会の構成

支部	自治会数	班数	加入世帯数
宇和島	244	1,662	17,216
吉田	89	379	2,759
三間	30	178	2,226
津島	141	373	3,481
計	504	2,592	25,682

### (2) 自治会設置の防犯灯に関すること。

各単位自治会において整備する防犯灯の管理費用を支援するため、電灯料金の一部について補助金を交付している。(令和3年度実績：7,973灯分)

(3) 各種相談件数（消費生活センター）

	多重債務相談	消費生活相談
令和3年度	9件	290件

(4) 交通安全対策機関及び諸団体に関すること。

- ① 令和4年4月1日現在、宇和島市交通指導員として58名を委嘱している。

○交通事故の発生状況

		発生件数	死者	傷者
全国	令和2年	309,178	2,839	369,476
	令和3年	305,196	2,636	362,131
愛媛県	令和2年	2,404	48	2,671
	令和3年	2,260	50	2,465
宇和島市	令和2年	94	3	108
	令和3年	77	3	86

- ② 宇和島市交通安全母の会連合会に関すること。

交通安全意識の家庭浸透を中心に広く交通道徳の高揚を図り、交通事故のない明るい地域社会づくりの推進に寄与することを目的に39の単位母の会、2,953名の会員で構成されている当該団体を支援している。

(5) 地縁団体の認可等に関すること。

令和4年4月1日現在、82の団体を地縁団体として認可している。

(6) 特定非営利活動法人の認証、支援等に関すること。

令和4年4月1日現在、30の法人を認証している。

(7) 集会所施設の整備・維持に関すること。

地域の発展と市民の生活福祉の維持向上を図るため、255の集会所を設置している。

(旧宇和島市74箇所・吉田町70箇所・三間町29箇所・津島町82箇所)

## 10 生活環境課

生活環境課は、次に掲げる基本方針に基づき、一般廃棄物の収集運搬処分、リサイクル体制の充実をはじめ、環境保全、地域の美化推進、再生可能エネルギーの導入等に関する業務を行っている。

### 【基本方針】

- ① 自然環境の継承＜自然豊かなまちづくりの推進＞
- ② 生活環境の保全＜住みよいきれいなまちづくりの推進＞
- ③ 快適環境の確保＜快適なまちの形成＞
- ④ 廃棄物対策＜ごみの減量と適正処理＞
- ⑤ 地球環境の保全＜環境負荷を減らす社会の構築＞
- ⑥ 環境啓発＜環境学習と市民への啓発＞

### 【業務の概要】

#### (1) 廃棄物処理事業

##### ① ごみ収集人口（単位：人）

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
計画収集人口	73,776	72,374	71,723
自家処理人口	0	0	0
合計（総人口）	73,776	72,374	71,723

##### ② し尿計画収集人口（単位：人）

年 度		平成 31	令和 2	令和 3
非 水 洗 化	計画収集人口	9,018	8,814	9,192
	自家処理人口	0	0	0
	小 計	9,018	8,814	9,192
水 洗 化	公共下水道人口	15,386	15,270	14,679
	コミュニティプラント人口	0	0	0
	浄化槽人口	49,372	48,290	47,852
	小 計	64,758	64,758	62,531
合計（総人口）		73,776	72,374	71,723

③ 令和3年度ごみ搬入量（単位：t）

区 分		直 営	委 託	許 可	合 計
収 集 分	混合ごみ				
	可燃ごみ	3,085	10,988	6,543	20,616
	不燃ごみ	109	332	32	473
	資源ごみ	198	626		824
	その他				
	粗大ごみ			14	14
	小 計	3,392	11,946	6,589	21,927
直接搬入分					635
集団回収					1,510
合 計					24,072

④ ごみ総排出量

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
ごみ総排出量 (t)	24,732	23,114	22,562
生活系ごみ (t)	17,514	15,859	15,495
事業系ごみ (t)	7,218	7,255	7,067
1人1日あたりごみ排出量	約 918g	約 875g	約 862g

⑤ 令和3年度ごみ処理の状況（単位：t）

区 分		処理量合計	直接焼却	直接埋立	残渣焼却	処理残渣埋立	資源化量
焼却処理		21,501	21,143		358	752	1,387
焼 却 以 外 の 中 間 処 理	粗大ごみ処理施設						
	資源化等を行う施設	1,419			358		997
	高速堆肥化施設	0			0	0	0
	ごみ燃料化施設	25			0	0	25
	その他の施設	0			0	0	0
最終処分		752		0		752	

⑥ 島しょ部における生ごみ処理

島しょ部では、衛生的な生ごみ処理の必要性と海上輸送の理由から、業務用の大型生ごみ処理機の設置または希望する家庭に家庭用生ごみ処理機等の貸与を行うことにより、島内で処理を完結することとしている。

【令和3年度対応状況】

大型生ごみ処理機の設置	日振島（喜路、能登）、戸島（本浦、美砂子、小内浦）、嘉島
家庭用生ごみ処理機等の貸与	日振島（明海）、竹ヶ島

(2) ごみ処理施設の概要

① ごみ焼却施設

平成29年度より、宇和島地区広域事務組合環境センターにおける処理に移行。

② 最終処分場

区 分	宇和島市一般廃棄物最終処分場	蛇堀不燃物最終処分場（休止中）※	是能不燃物処理場
施設の所在地	宇和島市 保田乙 541 番地	宇和島市吉田町 河内甲 2371 番地	宇和島市三間町 是能 1486 番地 2

建設年月日	平成4年11月	昭和62年4月	昭和55年4月
埋立面積	21,000 m <sup>2</sup>	5,060 m <sup>2</sup>	5,300 m <sup>2</sup>
埋立容量	132,000 m <sup>3</sup>	81,000 m <sup>3</sup>	18,550 m <sup>3</sup>
埋立構造	準好気性埋立構造	サンドイッチ埋立方式	サンドイッチ埋立方式
埋立地施設	貯留構造物、遮水設備、雨水・地下排水設備、浸出水集排水設備	浸出水・雨水・排水設備、貯留構造物（無沈殿ろ過槽）	雨水排水施設、汚水集水施設、汚水処理施設
浸出水処理施設	能力：100 m <sup>3</sup> /日	能力：100 m <sup>3</sup> /日	能力：50 m <sup>3</sup> /日

※ 蛇堀不燃物最終処分場は、平成23年12月から是能不燃物処理場埋立完了まで休止予定

③ その他の施設

区 分	宇和島市バイオディーゼル燃料精製施設
施設の所在地	宇和島市曙町1番地（市庁舎敷地内）
建設年月日	平成17年2月
規模	30 m <sup>2</sup>
主要設備	株ダイキシステム製 D-0iL200A（処理能力：200ℓ/7h）

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可した業者が収集の上、宇和島地区広域事務組合が設置している処理施設「汚泥再生処理センター」まで運搬している。

(4) リサイクル推進事業

① 資源物集団回収奨励金

認定団体（自治会等）が回収した資源物（古紙類・飲料用空き缶）の量に応じて奨励金を支出。古紙類は「段ボール、新聞、雑誌・雑がみ、紙パック」の4分類、飲料用空き缶は「スチール缶、アルミ缶」を回収。

【認定団体（自治会等）による資源物の回収量実績】

年 度	認定団体数	資源物回収量(t)	回収量の内訳(t)	
			古紙類	飲料用空き缶
H31	223	1,224	1,207	17
R 2	228	1,045	1,029	16
R 3	228	1,193	1,175	18

② ごみステーション等整備事業補助金

ごみステーション及び資源物ステーションの新設、建替え又は補修に要する費用の2分の1（上限10万円）を補助。

【補助実績】

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
申請箇所数	5	3	5

③ 生ごみ処理機等設置費補助金

各家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化のため、生ごみ処理機等を設置する家庭に対して補助金を交付。

補助額は、購入費用の2分の1以内。補助上限は、電気式生ごみ処理機（乾燥式、バイオ式）3万円（世帯当たり6年度に1基まで）、生ごみ処理容器（コンポスト）5千円（世帯当たり1年度に1個まで）、ダンボールコンポスト一式1千円（世帯当たり1年度に1セットまで）、ダンボールコンポスト基材500円/個（世帯当たり1年度に3個まで）。

【補助実績】

年 度	電気式生ごみ処理機	生ごみ処理容器	ダンボールコンポスト	
			一式	基材
H31	13	2	0	2
R 2	19	9	0	9
R 3	11	9	0	5

【ダンボールコンポスト講習会参加者】

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
参加のべ人数	242	169	10



④ BDF（バイオディーゼル燃料）の精製・供給

市の施設や家庭から出る廃食用油（植物性）を回収し、環境にやさしいエネルギー（バイオディーゼル燃料）としてリサイクル利用することにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

【取組状況】（単位：ℓ）

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
廃食用油回収量	24,449	24,890	24,895
精製量	10,400	9,000	9,000
供給量 ※	10,398	9,124	9,201
供給先	公用車 1 台、BDF ボイラ 1 台		

※ 供給量は前年度に精製した量を含む。アナログ式給油装置につき読み取り誤差あり。

⑤ 使用済自動車等海上輸送費補助金

島しょ部の自動車リサイクルに伴う海上輸送費（フェリー代）の 8 割を補助。

平成 28 年度から「九島」は対象外となった。

【補助実績】

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
補助台数	7	2	1

⑥ 草木系バイオマスの活用

ふるさとわじま応援事業（環境）を活用して草木系バイオマスを処理する機器を整備し、市有施設等から発生する草木の資源化を実施することにより、循環型社会を推進している。

伐倒木は主に薪に加工し、祓川温泉薪ボイラなどでバイオマス燃料として利用。剪定枝は主に木質チップに加工し、敷料や島しょ部生ごみ処理機用基材として利用。刈草は適正な利活用の実証が困難であるため、有効に活用できるように研究中。

【リサイクル実績】

年 度	件 数	引渡量(kg)		
		薪	木質チップ	刈草ロール
H31	29	4,120	13,200	0
R 2	82	19,150	25,310	0
R 3	44	7,320	10,860	0

(5) 美化対策事業

各地域、職場や各種団体等でボランティア清掃を実施する際の支援を行っている。また各種団体にも呼びかけて、市主催の清掃活動を実施している。

① 自治会・ボランティア清掃支援

【実施状況】

年 度	実施回数 (件)	参加 (人)	回収ごみ量(t)	
			可燃物	不燃物
H31	258	13,133	77.30	1.47
R 2 ※	156	5,403	34.25	0.90
R 3	222	7,383	46.01	1.04

※ 新型コロナウイルスの影響により例年の作業の多くが中止され実施回数等が減少

② クリーン作戦

年間通して地域に根差した清掃ボランティアイベントを開催している。特に「クリーン新宇和島」として、豊かな自然と美しい風土に恵まれたふるさと宇和島を保持し、住みよい快適な生活環境を創造するため、年に1回の市内一斉清掃を実施しており、令和3年度は海洋ごみ対策の一環として、市内の海岸清掃も展開した。

【令和3年度 クリーン作戦実施状況】

実施時期	名 称	参加者数	ごみの量(kg)※1
中止	お祭り前吉田クリーン作戦	—	—
中止	お祭り前須賀川クリーン作戦	—	—
10月	クリーン新宇和島・みまクリーン作戦	612	2,860
12月	樺崎地区クリーン作戦	178	600
1月	お祭り前津島クリーン作戦	60	※2

※1 ごみの量は可燃・不燃の合算

※2 草木がほとんどのため自然還元

③ 不法投棄対策

ごみの持ち帰りや清掃活動等を推進するとともに、市民、事業者、占有者及び市が一体となって不法投棄防止策に努め、監視カメラや啓発看板を設置する等の対策を行なっている。法令の禁止行為に該当した者に対しては指導、勧告、命令又は告発を行い、投棄者が判明したときは原状回復をさせ、悪質な場合は氏名の公表など厳しい行政処分を行うこととしている。

民有地にごみが捨てられる場合もあり、条例では管理者が困りなどの対策に努めることとされているが、所有者の管理が行き届かずごみ捨て場となれば、環境への悪影響が懸念される。崖下などに不法投棄されることも多く、その場合は原状回復が難しい。

また、市内各種団体からの推薦に基づいて市民による環境監視員を委嘱し、不法投棄等の監視を行っている。

【不法投棄ごみの回収状況】

年 度	可燃物(kg)	不燃物(kg)	リサイクル対象家電(台)	タイヤ(本)
H31	740	600	20	24
R 2	370	440	22	102
R 3	260	270	11	21

(6) 環境対策事業

生活環境の保全に資するため、市内公共用水域の水質状況調査や騒音等の測定を定期的に実施している。

① 公害対策

【公害等苦情処理件数】

年 度	水質汚濁	大気汚染	悪臭	騒音	振動	その他	計
H31	0	9	4	5	0	0	18
R 2	0	16	1	4	0	0	21
R 3	0	4	1	5	0	0	10

② スズメバチ等駆除費補助金

人が往来する際の危険を除去するため、スズメバチ等の巣の駆除に要する費用の一部を補助。(駆除に要した費用の2分の1以内、上限10,000円)

【補助実績】(単位：件)

年 度	スズメバチ	アシナガバチ	その他	計
R 2	83	6	0	89
R 3	93	3	2	98

③ 地球温暖化対策

平成 26 年度を基準年として「第 3 次宇和島市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：10 年）を策定し、市関係施設、指定管理施設、公用車等の省エネ努力や運用改善に取り組んでいる。

令和 2 年度の温室効果ガス排出量は、基準排出量（26,749t-CO<sub>2</sub>）に対して 944t-CO<sub>2</sub>（3.5%）減少している。

令和 2 年度の排出構成では、電気使用に伴う排出が全体の 79.2%を占め、以下、都市ガス 10.5%、A 重油 3.2%、灯油 2.0%、CO<sub>2</sub>以外のガス 1.4%、LPG 1.3%、ガソリン 1.2%、軽油 1.0%と続いている。

排出源では、軽油、LPG 使用に伴う排出量は基準年より増加しているものの、それ以外の項目における排出量は減少している。なかでも、A 重油使用に伴う排出量の減少が目立っている。

【削減目標達成状況】

年 度	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	対基準年度比
平成 26 (基準年)	26,794	—
平成 30	25,936	-3.1%
平成 31	26,216	-2.0%
令和 2	25,805	-3.5%
目標値 (令和 7)	24,074	-10.0%

(7) 動物愛護管理事業

① 狂犬病予防対策

狂犬病予防法に基づき、毎年狂犬病予防接種を行っている。また、生後 91 日以上の犬は登録を行い、鑑札を交付している。愛媛県が実施する犬猫管理業務に対して、受付・抑留を行い、地域の安全な生活と動物の愛護事業を推進している。

【畜犬登録状況及び狂犬病予防接種状況】（犬業務月報より）

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
登録頭数	3,422	3,337	3,275
予防接種頭数	2,269	2,268	2,276

② 犬・猫不妊去勢手術費補助金

犬及び猫の不必要な繁殖を抑え殺処分数の削減を図るとともに、市民の生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることを目的として、犬・猫の不妊または去勢手術費用の一部を補助。

【交付状況】（申請頭数）

年 度	平成 31	令和 2	令和 3
飼犬 (2,000 円)	13	8	17
飼猫 (2,000 円)	91	94	63
飼主のいない猫オス (4,000 円)	10	13	21
飼主のいない猫メス (8,000 円)	39	50	57
計	153	165	158

※ カッコ内は1頭あたりの補助限度額

(8) 葬祭施設管理事業

① 葬祭施設

名 称	静愁苑	吉田斎場
位 置	宇和島市寄松甲 1438	宇和島市吉田町東小路乙 5
建設年月	平成 4 年 3 月	昭和 53 年 3 月
施設の概要	火葬炉 5 基 告別式場、和室 3 部屋他 通夜棟 (平成 24 年 4 月 1 日供用開始) ・通夜室 2 室 (胡蝶・松風) 和室 2 部屋・洋間・トイレ・シャワー室有 ・霊安室 1 室 (夕霧)	火葬炉 2 基 告別式場、和室 3 部屋他
令和 3 年度火葬件数※	1,133 件	245 件

※ 三間地区住民は、主に鬼北町の広見斎場（広域事務組合施設）を利用

(9) 美化推進事業

「きれいなまち宇和島をみんなで作る条例」に基づき、市民、事業者及び占有者等が一体となって地域環境の美化と保全を図れるよう啓発を行っている。また、「宇和島市美化運動推進委員会」を設置し、花いっぱい運動を推進するとともに、環境美化に功労のあった市民の表彰を行っている。

その他、有用微生物資材（EM）の配布も実施している。

① 花いっぱい運動の推進

市内各種団体等の協力を得て、駅前・公共施設等において花の植栽を行っている。

【令和3年度花苗配布状況】（単位：株）

花苗種類	前期配布(春)	後期配布(秋)
ベゴニア	1,010	—
マリーゴールド	6,175	—
ポチュラカ	6,760	—
日々草	2,640	—
メランポジウム	2,020	—
パンジー	—	10,839
ビオラ	—	7,619
計	18,605	18,458

② EM（有用微生物資材）の配布

環境保全及び水質浄化等に有効とされるEMを市役所で培養し、平成15年10月より市民に無料で配布している。

【EM配布状況】

年 度	平成31	令和2	令和3
配布量（ℓ）	14,414	13,019	11,514
ピーク月の配布量（ℓ）	1,546	1,379	1,214
配布人数（人）	1,809	1,664	1,477

(10) 再生エネルギー対策事業

エネルギーを安定的かつ適正に供給するためには、再生可能エネルギーの導入を一層進めることが求められており、環境政策係では、市内における再生可能エネルギーの導入を推進している。

① 宇和島市新エネルギー設備関連補助金

地球温暖化を防止し、環境に優しいまちづくりを推進するため、新エネルギー設備等を導入する市民に対し補助金を交付。

【補助実績】（件）

年 度	平成31	令和2	令和3
家庭用燃料電池（エネファーム）	7	8	5
自家用電気自動車	1	3	0
家庭用リチウムイオン蓄電池	6	4	8

② 太陽光発電

平成 28 年 9 月策定した「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」に基づき、市内津島町に 490kW の太陽光発電所が 2 ヶ所建設され、平成 28 年度から稼働している。

また、市民の生命・財産の保護と自然環境等の保全を図るため、令和 2 年 7 月 1 日より「宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を施行した。同条例に基づき、市内で地上に売電目的の太陽光発電設備を設置しようとする場合は、市の許可を受ける必要がある。

③ 風力発電

平成 27 年 3 月末に、南愛媛風力発電所の 9 基（出力 21,600kW）が本稼働し、平成 27 年度には 3 基（出力 6,900kW）の増設工事が行われた。平成 28 年 4 月より、総出力 28,500kW で営業運転している。

また、引き続き民間業者による風力発電所の建設計画が進められていることから、市の判断が必要な案件については、環境や近隣住民への生活に与える影響を考慮しながら、慎重に検討することとしている。

④ バイオマスの活用

平成 24 年度に「ふるさとうわじま応援事業」を活用し、「三間町老人憩いの家」に BDF ボイラーを導入した。

平成 26 年度には、木質バイオマスの活用を促進するために、祓川温泉に木質バイオマス（薪）ボイラーを導入した。財源は、「ふるさとうわじま応援事業」「愛媛県森林そ生緊急対策事業費補助金」等を活用。

今後もバイオマス利活用の拡大について、調査・研究を進めてゆくこととしている。

⑤ 公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進

平成 26 年度に策定した「公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針」に基づき、同年度改築となった吉田支所に太陽光発電設備を設置した。

今後も、同様に公共建築物への再生可能エネルギー等導入に向けて、具体的な検討を継続してゆくこととしている。

【市施設における再エネ設備導入実績】

太陽光発電設備	三間町総合交流拠点施設（道の駅みま）、吉田中学校、津島中学校、番城小学校、天神小学校、三間中学校、吉田支所・吉田公民館
---------	---